

〔法学新報〕第23巻1(260)号 大正2年1月1日

○中央大学法学会討論会 去る十一月二十三日中央大学法学会は第二十三号教室に於て左の問題に付き出題者講師林頼三郎氏は審判の下に懸賞討論会を開催したり

『取締役某其会社の基礎を確実にし業務の発展を図らんか爲め政府より保護金の下付を得んと企て衆議院議員某に対し之

か議案を提出し且つ充分の尽力を依頼する旨の信書を認め贈賄の意を以て会社所有の現金五千円並に右会社取締役某の名を以て金壹万円の贈与の約定証書を作製し之を封入したる上託送の爲め郵便局に差出したり右取締役は刑事上の責任ありや如何』

今其模様を略記せんに当日熱心なる傍聴者は定刻前より続統として来会し左しにも広き会場も定刻には空席なく聽て定刻開会の振鈴響くや林講師著席開会を宣し第一に三年級曾我善藏君登壇先づ積極論(贈賄、文書偽造、横領)の旗を上げ終て二年級山中友吉君登壇曾我君の積極論を駁して消極論を主張す其より二年級島田慶三(消極)、二年級脇田安平(文書偽造、横領)、二年級谷村唯一(消極)、二年級福田市太郎(贈賄、文書偽造、背任、横領)、三年級土屋一郎(贈賄、文書偽造、横領)、三年級村川繁太郎(文書偽造及行使未遂、横領)、三年級松隈昌隆(横領、背任)、三年級青木雷三郎(贈賄、横領)、二年級浜口末喜(消極)等の諸氏交々立て熱弁を振ひ了りて林講師は例の明快なる口調を以て一時間に涉り説明せられたり其大要に曰く「予の考えふる所を以てすれば本件未だ提供ありと云ふを得ざるを以て贈賄罪の成立なしと解するを相当とし文書偽造罪に付ては我刑法は形式主義を採用せるものなり然るに本件の如きは内容を偽りたるものにして形式を偽りたりと云ふことを得ざるを以て之を文書偽造罪と云ふ能はず横領罪に付ては取締役は権限を輪越して会社所有の金員を恰も所有者に属するか如き処分行為を爲したるを以て所謂業務上の罪責は之を免れざるへし

又背任罪は自己又は第三者の利益を図り又は本人に損害を与ふる目的を以て其任務に背きたる行為を為し本人に財産上の損害を加へたるときに成立するものにして本件の如きは自己又は第三者の利益を図り又は本人に損害を与ふるの目的を欠くか故に背任罪成立せずと解するを相当とすと論し最後に以上論ずる所は既に諸君が詳細に論せられたる所なるか諸君は本件を解決するに当り各罪成否の研究に急にして犯罪の一般成立要件か存するや否やの研究に至りては疎なるの憾なき能はず何となれば取締役か斯る行為を為すに付き権限を有するや否やに關しては専門家にしても尚ほ且惑ふ所なり況や専門家ならざる取締役に於ては之を知らざるを通常とす否寧ろ権限内の行為なりと信ずるを普通とす而して権限の有無に付きては商法及び民法に依りて定むべきものにして取締役は罪と為るべき事実を知らずして犯したるものなるか故に無罪なりと解するを相当とす然るに積極消極兩論者共何人も此点に關して論究する所なかりしは予の甚だ遺憾とする所なり」と審判の結果青木雷三郎君一等賞に、谷村唯一君二等賞に、脇田安平君三等賞に當り尚ほ賞外として土屋一郎浜口末喜の兩君の所論は頗る優良なりと評せられ七時二十分に至り閉会したり(委員報)